令和７年第１１回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和７年１１月１０日、１４時００分に朝倉地域生涯学習センター会議室１において、第１１回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１７名】

１番　井上　ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森　靜男	９番　空閑　正樹（欠席）
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１９名】

２０番　唐川　富雄	２１番　髙良　悟	２２番　日野　孝紀
２３番　田邊　由紀嗣	２４番　井上美津子	２５番　大内田　豊年
２６番　安陪　廣重	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松
２９番　小島　廣美	３０番　小林　繁隆	３１番　鬼塚　清明
３２番　岩下　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２４番・３３番・３８番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について
・報告第　２号　　農地法第３条の規定による許可の取消願について
・報告第　３号　　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）の変更について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
・議案第　２号　　農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
・議案第　３号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　４号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　５号　　農地法第４条の規定による許可申請について
・議案第　６号　　農地法第５条の規定による許可申請について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員　　事務局長　　中　村　敬一郎
事務吏員　　渡　辺　　晃

事務吏員　　川　波　貴　敬
事務吏員　　岩　切　範　宏

７．本会議に出席した他課の職員

農農業振興課　農地管理係　森　田　誠　市

（　　開会　　１４時２３分　　）

８．議　　事

議　長　　ただ今より、令和７年第１１回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１７名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１９名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に１６番内田委員、１７番畑委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明
４ページまで２０件ございます。以上、報告いたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から２０番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第１号を終わります。
５ページをお開きください。
報告第２号「農地法第３条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。
報告番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、報告番号１番を終わります。以上で報告第２号を終わります。
６ページをお開きください。
次に報告第３号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）の変更について」事務局の説明を求めます。報告番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、報告番号１番を終わります。以上で報告第３号を終わります。
次に議案第１号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務

局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手
農業振興課　（森田）詳細について説明
利用権設定面積は、１０５，３６０㎡で、５年、６年、１０年、１１年の貸し借りが多い状況です。説明は以上です。
議　長　農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
９ページをお開きください。
次に議案第２号「農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）議案朗読をもって説明
審議番号１番及び２番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号１番と２番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番と２番を一括として、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番と２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、議案第２号は承認とし、市長へ通知いたします。
１０ページをお開きください。
次に、議案第３号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）議案朗読をもって説明
審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。
次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。

次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号３番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。
１１ページをお開きください。次に、審議番号４番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号４番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。
次に、審議番号５番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号５番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号５番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。
次に、審議番号６番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号６番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号６番について、担当地区委員の１０番森高委員、３６番石井委員を指名いたします。
次に、審議番号７番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号７番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号７番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。
次に、審議番号８番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号８番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号８番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。
次に、審議番号９番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号９番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号９番について、担当地区委員の１５番田中委員、２５番大内田委員を指名いたします。
１２ページをお開きください。次に、審議番号１０番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号１０番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１０番について、担当地区委員の２番師岡委員、３８番矢野委員、１１番江藤委員、２３番田邊委員を指名いたします。
次に、審議番号１１番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号１１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１１番について、担当地区委員の１２番水上委員、２８番山﨑委員を指名いたします。
審議番号１番から１１番を一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番から１１番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、議案第３号は可決されました。
１３ページをお開きください。
次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明
ご審議方よろしくお願いします。

議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１２番水上委員。
１２番挙手

議　長　１２番水上委員。

１２番　（水上委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人から家を買ったのですが農地も一緒にという譲渡人からの要望により農地も取得するものです。譲受人は、サラリーマンですが父親と一緒に兼業農家で農業も行っています。譲り受けた農地は整地を行って、栗を栽培したいということです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。

次に審議番号２番について担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・については、議案書記載のとおりです。契約は、贈与です。譲受人は遠方に移住するため耕作ができないので、譲渡人に贈与するものです。譲受人は規模拡大です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２１番　（高良委員）ありません。
議　長　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。
１４ページをお開きください。
次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は規模拡大で、譲渡人は２人とも高齢であるため、譲受人に売買するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。
次に、審議番号４番について担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
１４番挙手
議　長　１４番山内委員。
１４番　（山内委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は高齢で病気のため規模縮小です。譲受人は実家が野菜農家で規模拡大をしていきたいということです。
農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
次に、審議番号５番について担当推進委員の説明を求めます。２４番井上委員。
２４番挙手
議　長　２４番井上委員。

２４番　（井上委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人と譲渡人の関係は、姉妹だそうです。隣町に息子夫婦とご家族が農機具を持っているそうで、協力を得ながら米を作っていくそうです。実家が残っているのでそこを拠点に行っていくそうです。
農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当推進委員の説明は終わりました。
議　長　審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
２１番挙手
議　長　２１番高良委員。
２１番　（高良委員）譲受人は農業経営をしていないのですか。
２４番挙手
議　長　２４番井上委員。
２４番　（井上委員）はい。してないです。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（渡辺）この農地が、７名の共有名義になっており、その内の１人分の持ち分を動かすことになっています。その管理を今まで譲渡人だったものを譲受人に変えるものです。
２１番　（高良委員）わかりました。
議　長　他に質問や意見はありませんか。
３番挙手
議　長　３番星野委員。
３番　（星野委員）実家があると聞きましたが、住めるような状態の実家ですか。
２４番挙手
議　長　２４番井上委員。
２４番　（井上委員）中には入っていませんが、住めるような状況です。
議　長　いいですか。ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。
１５ページをお開きください。
次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。８番田子森委員。
８番挙手
議　長　８番田子森委員。
８番　（田子森委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は耕作用の通路もなく機械も入らないので管理ができていない状態です。譲受人は新規就農で農業の経験はないため、荒らさないようにして、後で野菜を作っていきたいということです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２０番　（唐川委員）ありません。
議　長　審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
３番挙手
議　長　３番星野委員。

３番　（星野委員）耕作用通路がないということですが、譲受人は耕作ができるのですか。
８番挙手
議　長　８番田子森委員。
８番　（田子森委員）畑に入るには、他人の土地を通るか宅地を通らないと入れない状況です。そういうことですので、隣接地の方に買ってもらうようにお願いしたわけです。
議　長　譲受人が隣接しているということですか。
８番　（田子森委員）そうです。譲受人の家の隣が農地になります。
３番　（星野委員）譲受人は了承済みなのですね。分かりました。
議　長　ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
次の審議番号７番は、私が担当委員になっていますので、議長を副会長と交代します。
副会長　議長を交代しました。
次に、審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
副会長　１９番樋口委員。
１９番　（樋口委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は規模縮小。譲渡人は新規就農です。この農地は、譲渡人が５年前に購入されたがほとんど耕作されておらず、譲受人が購入して稲作を行うそうです。現在、譲受人は親戚の農地を約１町５反くらい借りて米を作ってあります。譲受人は会社経営をされており、社員の福利厚生ということで農作業等も行っていき、収穫した米は作業を行った従業員へあげるそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
副会長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３４番　（篠原委員）ありません。
副会長　審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
副会長　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。
議長を樋口会長と交代します。
議　長　議長を交代しました。
次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手
議　長　１５番田中委員。
１５番　（田中委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は、高齢で農地の管理が困難なため売買するものです。譲受人は市外で自動車関係の会社をしてある方で従業員が何十人もいるそうです。従業員の福利厚生のために自家栽培を行うそうです。
農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２５番　（大内田委員）ありません。
議　長　審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。
次に、審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手
議　長　１５番田中委員。
１５番　（田中委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は規模拡大で２名の譲受人から２筆を売買するものです。譲受人は、以前から母と自家栽培をされていたということです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２５番　（大内田委員）ありません。
議　長　審議番号９番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。
次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
１１番挙手
議　長　１１番江藤委員。
１１番　（江藤委員）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、先月の定例総会で売買での契約で成立していましたが、契約が贈与であったため、今回改めて申請が出されたものです。譲渡人は離農を考えており、譲受人は規模拡大で農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。
次に、審議番号１１番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。
１０番挙手
議　長　１０番森高委員。
１０番　（森高委員）審議番号１１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は、昨年家と一緒に柿園を買った方で、この柿園の指導や手入れ方法などを教えていた方がいたが、その方が入院しているそうで、譲渡人は離農したいということです。譲受人は今の農地も問題なく管理をされているので農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

３６番　（石井委員）ありません。
議　長　審議番号１１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１１番は許可といたします。
ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１５時１５分まで休憩します。

１５時０２分休憩
１５時１５分再開

議　長　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１７ページをお開きください。
議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号１番について説明します。転用者、申請土地については記載のとおりです。この転用者は、１年くらい前に資材置場として転用していましたが、資材置場が足りないということで敷地拡張するものです。通路は砂利敷にするそうです。雨水は自然浸透になります。農地法の運用は、１０ha 以上の一団の農地の敷地拡張およびその他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２１番　（高良委員）ありません。
議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。
１０番挙手
議　長　１０番森高委員。
１０番　（森高委員）審議番号２番について説明いたします。転用者、申請土地については記載のとおりです。転用の目的は、排土置場。転用の理由は、用水路管理作業に伴う排土置場として利用するため整備するものです。これは、土地改良区の事業で以前は黙って用水路の排土を置いていたそうですが、その土地の所有者から苦情があって、今回申請したものです。
参考事項として、一体開発する農地で、農地法の運用は、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地の集落接続に該当します。農地の区分は第１種農地です。ご審議方よろしくお願

いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３６番　　（石井委員）ありません。
議　長　　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。
１８ページをお開きください。次に議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１２番水上委員。
１２番挙手
議　長　　１２番水上委員。
１２番　　（水上委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天駐車場です。現在使用しているのですが、段差があるため少し地上げをして使っているので始末書添付となっています。農地法の運用は、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２８番　　（山﨑委員）ありません。
議　長　　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。１２番水上委員。
１２番挙手
議　長　　１２番水上委員。
１２番　　（水上委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、元々地元出身であり、移住して自己用住宅を建築するものです。譲受人の所有地の周りを囲んだ土地の小屋を壊して住宅を建てるそうです。農地法の運用は、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２８番　　（山﨑委員）ありません。
議　長　　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
１７番　　（畑委員）排水関係の説明をお願いします。
１２番　　（水上委員）雨水は排水路に流し、汚水は下水道に流します。
議　長　　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。
次に、審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については記載のとおりです。この土地は、１年ほど前に申請していたのですが、許可が出る前に申請者が亡くなられて手続きができなかったので再申請となっています。転用目的は宅地分譲１区画です。汚水は、下水道がありますので下水道に流します。雨水は横に用水路があるのでそこに流します。土地が低いので６０センチ地上げを行うそうです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３５番　（平井委員）ありません。
議　長　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。
次に、審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の理由と目的は、譲受人は現在借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。汚水は、下水道に流します。雨水は、南側に用水路がありますのでそちらに流します。北側に農地がありその排水を確保するためにＵ字溝を設置し排水を確保するそうです。農地法の運用は、鉄道の駅である西鉄馬田駅から５００ｍ以内の農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３５番　（平井委員）水利組合には話をしてありますので問題ないと思います。
議　長　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。
次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
１４番挙手
議　長　１４番山内委員。
１４番　（山内委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については記載のとおりです。転用目的は、露天資材置場。転用の理由は、既存の資材置場までの道路が狭く、大型車両での資材搬入ができないため、搬入可能な資材置場を整備するものです。参考事項として、既存敷地は事務所と資材置場で１８４６㎡、資材は、砂利、砂、足場、型枠などです。農地法の運用は、１０ha 以上の一団の農地の集落接続に該当します。農地の区分は、第１種農地で農用地区域外です。雨水排水は、排水路に流します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号５番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号５番は承認といたします。
次の審議番号６番は、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代します。
副会長　　議長を交代しました。
次に、審議番号６番について、担当推進委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
副会長　　１９番樋口委員。
１９番　　（樋口委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用目的は自己用住宅。現在借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。汚水は、東側に下水管が通っていますので下水道に流します。雨水については、東側の道路に排水路が無いため、市の許可を取って隣まで来ている排水路に約１．５ｍを建築の際に接続して排水するそうです。農地法の運用は、１０ha 以上の一団の農地の集落接続に該当します。農地の区分は、農用地区域外の第１種農地になります。ご審議方よろしくお願いします。
副会長　　担当委員の説明は終わりました。審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　　なければ、審議番号６番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
副会長　　賛成多数と認め、審議番号６番は承認といたします。
議長を樋口会長と交代します。
会　長　　議長を交代しました。
次に審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。５番鳥巣委員。
５番挙手
議　長　　５番鳥巣委員。
５番　　（鳥巣委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、貸倉庫。理由は、衣料販売事業用倉庫を設置し、自身が役員を務める会社に貸すものです。参考事項として、始末書添付となっています。ここは平成２９年豪雨災害の時に家屋ともども流れたところです。その上に治山ダムが２つ出来ています。その工事の際に作業道路や整地がされたところに申請されているものです。農地法の運用は、その他の農地に該当します。農地の区分は、農用地区域外の第２種農地です。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
３２番　　（岩下委員）ここは、以前問題となった場所ではないのですか。
５番　　（鳥巣委員）それは、この上の段の農地です。そこについては、事務局や県に現場に来てもらって、再三申請者と協議を行い、地元の方も立ち会った中で協議が整いましたのでご報告いたします。
議　長　　ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号７番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号７番は承認といたします。

次に審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。

１０番挙手

議　長　　１０番森高委員。

１０番　（森高委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。転用の目的は、用水路管理作業に伴う廃土置場として利用するため整備するものです。参考事項として、一体開発する農地が６１㎡、農地法の運用は、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地の集落接続に該当します。農地の区分は、農用地区域外の第１種農地です。皆様方のご審議をお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

３６番　（石井委員）ありません。

議　長　　審議番号８番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号８番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号８番は承認といたします。

以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１６時０５分　）